



現状

- 空家の増加は全国的な問題となっており、当市でも喫緊の課題

【空家数】 全国 … H25 820万戸 ⇒ H30 846万戸 (26万戸増 3.2%増)

(H31.4.26 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」による)

宮古市 … H27 686戸 ⇒ R2 742戸 (56戸増 8.1%増)

空家もたらす問題

- ・ 倒壊、火災など被害の恐れ ・ 景観の悪化
- ・ スズメバチなどの有害な生物の発生
- ・ 雑木、雑草や悪臭など衛生環境の悪化
- ・ 不法侵入などによる治安の悪化 など

空家が建っている土地にも固定資産税の軽減の特例が適用されていることが、空家数の増加原因のひとつとされています。

固定資産税（土地）の軽減措置

- ・ 住宅用地の課税標準額は、評価額の最大1/6に減額しています。
(住宅用地の200㎡までは1/6に、家屋の床面積の最大10倍までは1/3に軽減する特例)

現在の制度

- ・ 特定空家に指定し、改善勧告に至った場合は、固定資産税の特例適用を解除
- ・ 特定空家に指定されなくとも、**管理不十分で居住の見込みがない場合**に固定資産税の特例適用を解除

空家を解体撤去した後に、土地にかかる固定資産税が増加することが、空家を放置する一因となっています。
⇒ **解体撤去する前に対策を講じることが必要です。**

取組み

- 空家が管理不十分となった時点で住宅用地の特例の解除を検討します。